

# 空港別収支の試算結果について

---

1. 空港別収支の公表について	1
2. 空港別収支の作成方法	4
3. 試算結果	10
(1) 試算結果についての留意点	11
(2) 空港別収支の試算結果	15
イ. 国管理26空港一覧	別表1
パターン (一般会計財源非配分型) に基づく試算結果	
パターン (一般会計財源(航空機燃料税財源)配分型) に基づく試算結果	
パターン (一般会計財源配分型) に基づく試算結果	
パターン (一般会計財源非配分かつ空港整備関係歳出・費用除外型) に基づく試算結果	
ロ. 国管理26空港個表	別表2
(3) 空港別収支試算結果における表示科目説明	16

# 1. 空港別収支の公表について

## (1) 空港別収支公表の意義

我が国においては、配置的側面からの空港整備は概成し、空港政策の重要課題が「整備」から「運営」にシフトする中、利用者の便益の増進や空港運営の効率化を図るため、空港運営に関する情報の開示・提供等透明性の確保が重要になっている。その中でも空港別の収支の明確化は重要であり、このことは、昨年定められた、空港法に基づく空港の設置及び管理に関する基本方針にも記載されている。

なお、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案(空港法案)に対する附帯決議や骨太の方針2008においても、空港ごとの収支について明確にすることを求められている。

こうしたことから、今般国土交通省においては、国が管理する空港について、空港毎の収支がどのようになっているかを公認会計士等専門等の助言を得つつ、試算を行い、交通政策審議会航空分科会空港別収支部会の意見も頂いた上で、公表することとしたものである。

## (2) 収支を作成する対象の空港について

今回空港別収支を作成する対象の空港は、現在供用している国管理26空港とする。

26空港・・・東京国際、大阪国際、新千歳、福岡、那覇、稚内、釧路、函館、仙台、新潟、広島、高松、松山、高知、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、八尾、丘珠、小松、美保、徳島、三沢

### 地方管理空港の収支について

地方管理空港の収支の公表については、空港を管理している各地方自治体の判断に基づいて行われるものであるが、国土交通省としては、空港の設置及び管理に関する基本方針にも記載されているとおり、空港管理者が空港の収支等を開示し、空港運営の透明性を確保することが重要と考えている。このため、国土交通省としては、骨太の方針2008にも記載されているとおり、今後、空港を管理している各地方自治体に、今回の国における公表も参考にしながら空港別の収支の公表を行っていくよう、要請する予定である。

## (3) 空港別収支公表の効果等

空港別収支を明らかにすることにより、どの空港でどの程度の着陸料等の収入があるのか、どの空港にどういった支出がどの程度行われているのか等が明らかとなる。

空港別収支の公表の継続等透明性の確保のための措置が講じられることにより運営コスト削減、利用促進等、空港の効率的な運営や有効活用の推進につながる。

なお、各空港の意義・必要性は、収支だけをもって論じられるべきものではない。空港は、旅客に大きな利便をもたらす、物流で国民生活・産業の発展に資するとともに、地域等に大きな経済効果をもたらす公共インフラであり、その意義・必要性を考える上では、そうした空港のもたらす便益を考慮に入れる必要がある。

## 空港の設置及び管理に関する基本方針（国土交通省告示第1504号 平成20年12月24日）（関係部分抜粋）

### 第三 空港の運営に関する基本的な事項

多様化・高度化する空港利用者のニーズに的確に対応し、我が国の国際競争力の強化や地域の活力の向上といった喫緊の課題についても空港として果たしうる貢献を行うべく、空港管理者及び空港機能施設事業者は、相互に連携し、安全な運航の確保、保安・防災面における対応能力の強化、環境への配慮を前提に、今後は、空港の収支状況等を踏まえながら、情報開示・透明化等を通じた空港運営の効率化・提供サービスの高度化を図り、利用促進のための措置を講じ、ネットワークの維持増強につながるような運営に努めることとする。（以下、略）

#### 1 効果的かつ効率的な空港の運営

コスト意識の維持向上を図り、空港の運営に要する諸費用の削減等運営の効率化を進めるとともに、各空港別の収支の明確化等透明性の確保のための措置を通じた支出抑制への努力を含め空港の有効活用や需要拡大等に向けた空港・地域の取組を活性化させることとし、これらによって効率的な空港運営を推進することとする。

#### 9 地方公共団体の管理する空港における運営のあり方

地方公共団体が管理する空港については、（略）国管理空港における効果的・効率的な運営に向けた取組に準じ、収支状況等の空港運営情報の明確化・透明性等を通じた運営効率化を図ることが望まれる。

#### 11 情報開示・透明化

利用者の便益の増進や空港運営の効率化を図るため、空港内サービス内容や災害時における対策内容の開示、空港別収支の明確化等を含め、利用者への的確な情報の開示・提供等透明性の確保に努めることとする。（以下、略）

## 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成20年6月）（関係部分抜粋）

衆議院 一 我が国の空港政策において、整備から運営へと方針を転換すべく空港整備法から空港法へと名称が改称されたことにかんがみ、今後は空港の設置、整備及び管理が効果的かつ効率的に、透明性を確保して行われるよう所要の措置を講じること。また、その際空港ごとの収支について明確にすること。

参議院 一、空港の運営、管理については、効果的かつ効率的に、透明性を持って行われるよう所要の措置を講じること。その際、空港ごとの収支について明確にすること。  
（以下、略）

## 経済財政改革の基本方針2008（骨太の方針2008）（平成20年6月27日閣議決定）（関係部分抜粋）

### (2) 開かれた経済のインフラ強化

#### A 「空」の自由化

国土交通省は、「空」の自由化を推進するため、平成20年中に航空自由化工程表を改定する。具体的には、以下の施策に取り組む。

#### (ウ) 地方の「空」の改革

国が管理する空港については、平成20年度内を目途に共通的な経費の取扱い等技術的な課題を整理し、早期に空港別の収支の開示を検討する。

地方公共団体が管理する空港についても、国における検討を踏まえ、空港別の収支の開示を検討するよう要請する。

## 2. 空港別収支の作成方法

# 空港別収支の作成方法

空港別収支としては、キャッシュフローベースの収支に加え、企業会計の考え方を取り入れた収支(損益)を作成。(いずれも、一定の前提に基づいて費用を按分する等の方法により算出していることから「試算」という位置づけ。)

平成18年度決算(歳出歳入決定計算書)に基づき、現金の出納で空港別に収支を把握。



キャッシュフローベース(CFベース)の  
空港別収支(注)

平成18年度決算(歳出歳入決定計算書)、  
国有財産等のリスト(国有財産台帳、物品台帳)をもとに、企業会計の考え方を取り入れた計算を行い、  
空港別に収支(損益)を把握。



企業会計の  
考え方を取り入れた  
空港別収支(損益)

特別会計に関する法律 第9条及び第10条において、社会資本整備事業特別会計空港整備勘定の歳出歳入決算を作成し、財務省への送付及び国会への提出が義務付けられているもの。

(注) 決算に基づく現金出納ベースの意味で「キャッシュフローベース」と称しているものであり、企業会計のキャッシュフロー計算書とは異なる。

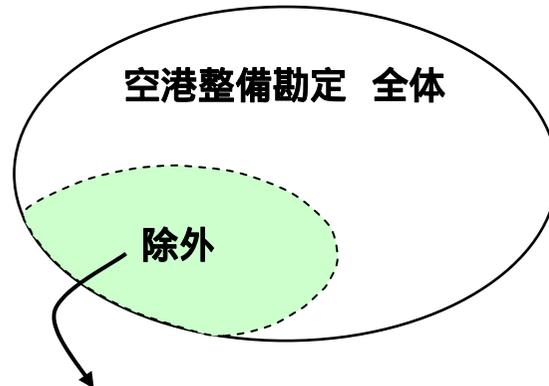
空港整備特別会計(現 社会資本整備事業特別会計 空港整備勘定)の平成18年度決算から、まず空港毎に区分することが適切でないものを除く(一般会計受入分(純粹一般財源及び航空機燃料税財源分)の取扱い及び資本形成に関わる歳出・費用(空港整備費、減価償却費等)の取扱いに関し、4つのパターンに区分する。詳細はP8を参照)。それを空港毎に区分した後、各空港の歳出に含まれる管制・気象分を一定の考え方により除き、各空港の収支を算出。

## 空整特会H18年度決算

<b>【歳入】5,782</b>	<b>【歳出】4,638</b>
着陸料等収入 892	空港整備事業費1,506 (羽田再拡張 滑走路整備 管制塔整備 等)
航行援助施設	航空路整備 事業費 272
利用料収入 1,320	受託工事費 8
土地・建物等	維持運営費等 1,508 (人件費 庁費 等)
貸付料 207	債務償還金 1,050
借入金 690	その他支出 294
一般会計 より受入 1,485	
その他収入 1,188	

平成18年度空港整備特別会計  
歳入歳出決定計算書ベース

空港毎に区分することが適切  
ではないもの(空港に係るもので  
はないもの、空港整備勘定全体  
に係るもの)をまず除外。

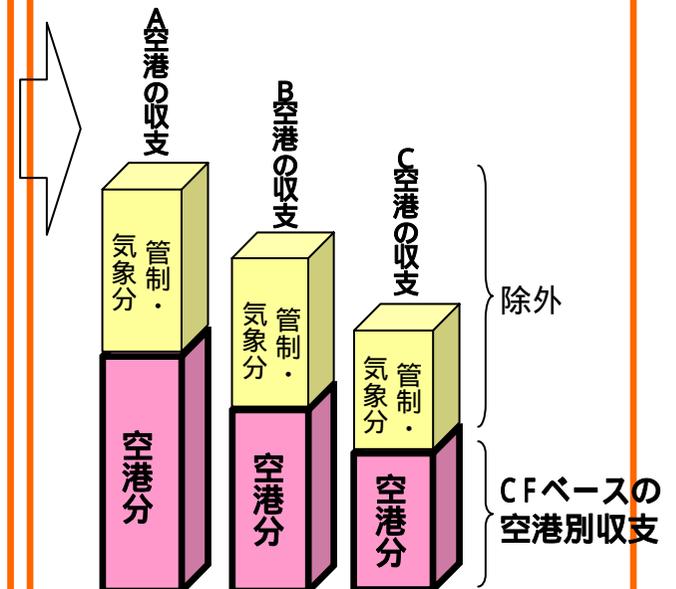


空港毎に区分することが  
適切ではないもの(注1)(注2)

(例)  
歳入: 一般会計受入  
航行援助施設利用料収入、  
配当金収入等  
歳出: 航空路整備事業費、  
本省・航空交通管制部等に  
係る人件費・物件費等

による除外後、空港毎に区分、  
による区分後、各空港の歳出  
に含まれる管制・気象分を一定  
の考え方により除外。

(例)  
管制、気象に係る  
空港整備事業費・人件費・  
物件費 等



(注1) P8の試算パターン においては一般会計受入の一部を各空港に配分。

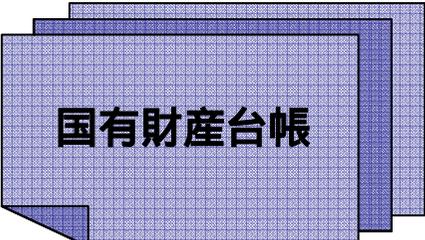
(注2) P8の試算パターン においては空港整備に係る歳入・歳出も除外。

## 既存台帳をもとに企業会計の考え方を取り入れた収支計算を実施

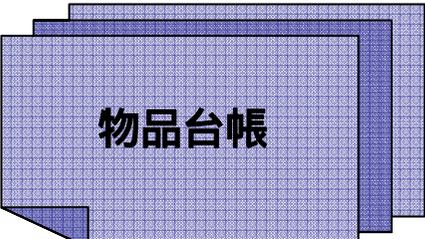
平成18年度の決算(歳出歳入決定計算書)、国有財産等のリスト(国有財産台帳、物品台帳)をもとに企業会計の考え方を取り入れた収支計算を実施。



歳出歳入  
決定計算書



国有財産台帳



物品台帳

### < 主な計算手法 >

空港整備費・・・空港整備事業費として支出した額等から、国有財産台帳上増加した資産の額を差し引いた額を費用として計上。(資産取得のための支出は、企業会計においては、貸借対照表に計上されるが、空港整備勘定ではそうした会計を行っていないため、当計算を実施。)

減価償却費・・・国有財産台帳に記載された資産の価格を基礎に減価償却費を算出。(空港整備勘定においては、保有資産について、企業会計に基づいた減価償却計算を行っていないため、当計算を実施。)

## 空港別への展開

より空港毎に区分することが適当でないものを除き、各空港毎に展開。その後、各空港における管制・気象分を除き、空港別に貸借対照表(BS)、損益計算書(PL)に相当するものを作成。さらに一般会計受入を配分する場合の2パターン及び空港整備に係る費用等を除外する場合の1パターンを作成(P8参照)。

国が管理する空港及び  
共用空港26空港分

貸借対照表  
(BS)

損益計算書  
(PL)

### 《留意点》

・本試算については、空港整備勘定と民間企業の会計手法の違いから、厳密な企業会計の基準に基づくものではない(左記参照)。

キャッシュフローベースの収支と企業会計の考え方を取り入れた収支(損益)の両方の試算のそれぞれにおいて、一般会計受入分(純粹一般財源及び航空機燃料税財源分)の取扱い及び資本形成に関わる歳出・費用(空港整備費、減価償却費等)の取扱いに関し、次のパターンに区分し、それぞれに対応する計算結果を明らかにする。

## パターン 一般会計財源非配分型

- ・空港整備事業費( 1)、空港整備費( 2)等空港整備に係る歳出や費用は各空港に計上。
- ・一般会計受入を各空港の歳入や収益には加えない。
  - 1:キャッシュフローベースにおける空港整備に係る歳出。(以下同じ)
  - 2:企業会計ベースにおける空港整備に係る費用。(以下同じ)

## パターン 一般会計財源(航空機燃料税財源)配分型

- ・空港整備事業費、空港整備費等空港整備に係る歳出や費用は各空港に計上。
- ・一般会計受入のうちの航空機燃料税財源分の一部を歳入や収益に計上(注)。
- ・航空機燃料税財源の各空港への配分は当該年度の各空港の空港整備事業費歳出額に比例して行う。

## パターン 一般会計財源(純粹一般会計財源及び航空機燃料税財源)配分型

- ・空港整備事業費、空港整備費等空港整備に係る歳出や費用は各空港に計上。
- ・純粹一般財源も含めた一般会計受入の一部を歳入や収益に計上(注)。
- ・一般会計受入の各空港への配分は当該年度の各空港の空港整備事業費歳出額に比例して行う。

(注) 試算における一般会計受入(航空機燃料税財源等)の配分の考え方

空港整備事業費全体の歳出額と国管理26空港の空港整備事業費の歳出額との比率( )を用い、国管理26空港に割り振られる一般会計受入(航空機燃料税財源等)の額を仮定計算する。

各空港の整備財源である借入金や地方公共団体工事費負担金収入等を差し引いた上で計算。

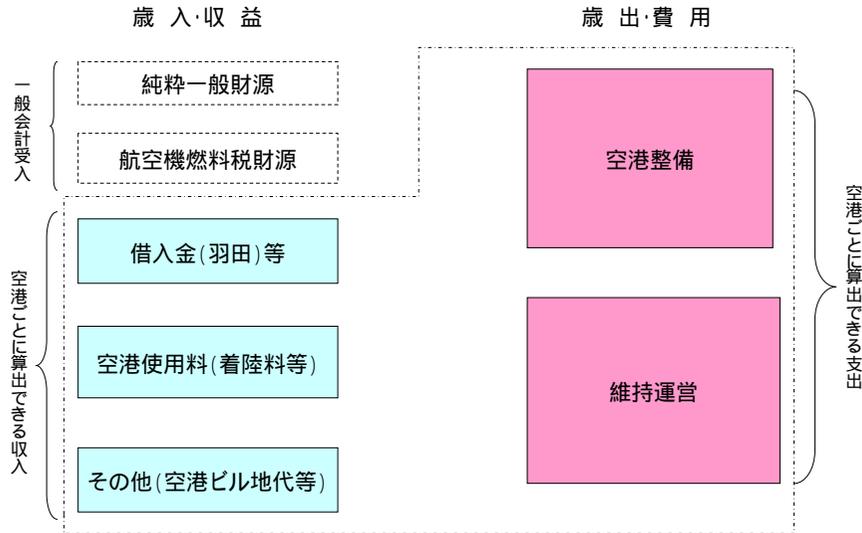
## パターン 一般会計財源非配分かつ空港整備関係歳出・費用除外型

- ・空港整備事業費、空港整備費等空港整備に係る歳出や費用は各空港に計上しない。
- ・一般会計受入を各空港の歳入や収益には加えない。( 1に同じ)
- ・空港整備に係る歳入や収益である借入金や地方公共団体工事費負担金も、併せて歳入や収益から除外する。

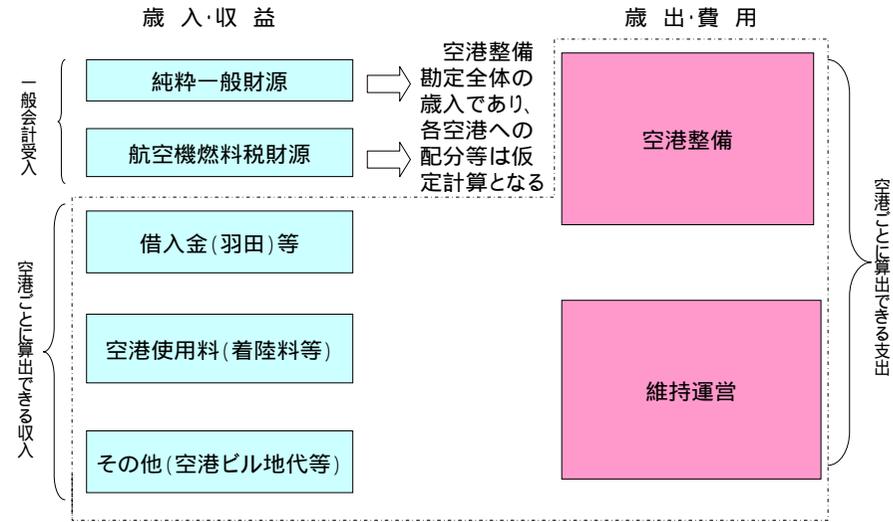
# 各パターン試算パターンにおける計上対象収入・支出の相違について(イメージ図) 参考

凡例:   各空港収支において計上対象とする収入・支出  
 計上対象外

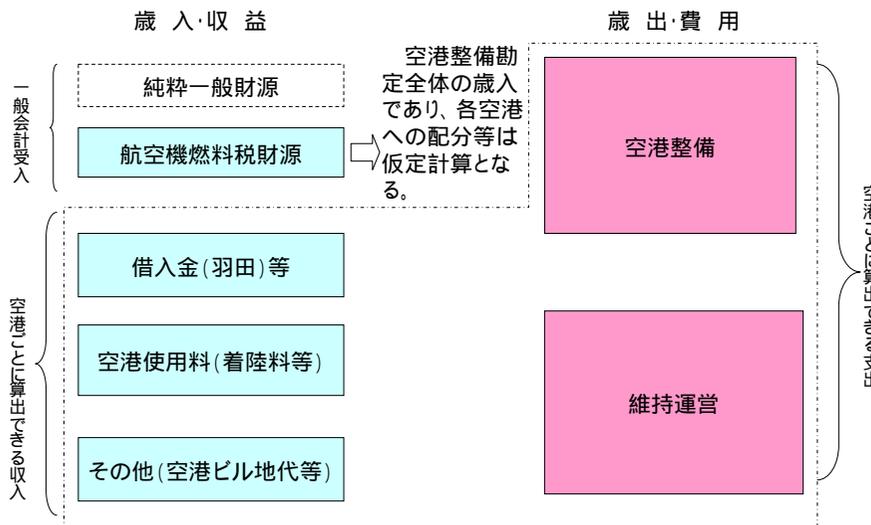
試算パターン



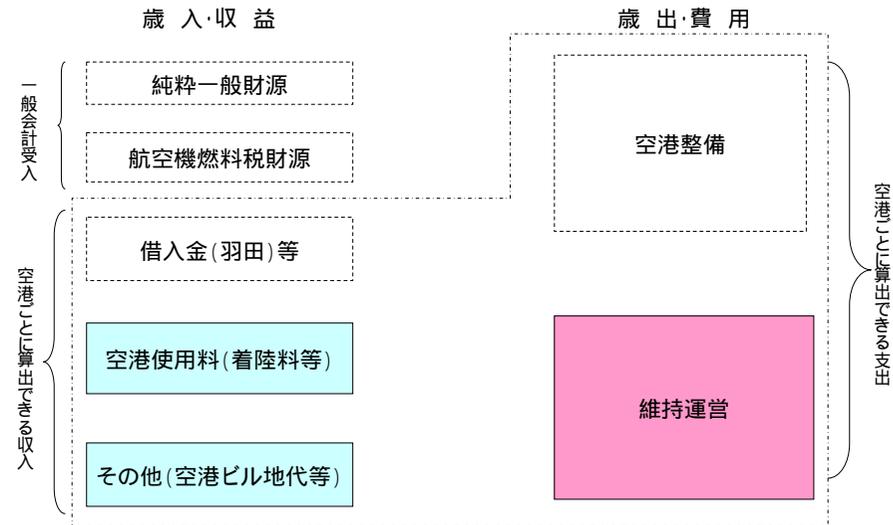
試算パターン



試算パターン



試算パターン



## 3. 試算結果

- (1) 試算結果についての留意点
- (2) 空港別収支の試算結果
- (3) 空港別収支試算結果における表示科目説明

## 1. 一定の仮定に基づく試算であること

今回の試算は、いずれも空港整備特別会計(現 社会資本整備事業特別会計 空港整備勘定)にて全体で一括して管理し経理している経費等を、一定の考え方(仮定)により各空港に割り振る等の計算を行っているため、前提の置き方によって変わりうるものとなっていることに留意が必要と考えられる。

特に、一般会計受入の一部を各空港の歳入等に計上する試算パターン (一般会計財源(航空機燃料税財源)配分型)、パターン (一般会計財源(純粹一般会計財源及び航空機燃料税財源)配分型) については、各空港への配分の考え方によって全く違う試算結果となる上、各空港への配分の基準についても様々な考え方があり得ることに留意が必要と考えられる。また、空港整備に係る歳出や費用等を各空港に計上しない試算(パターン (一般会計財源非配分かつ空港整備関係歳出・費用除外型))については、空港運営の実態を十分に示し得ず、実態に即していないとの指摘があり得る点に留意が必要と考えられる。

## 2. 厳密な企業会計に基づく試算ではないこと

企業会計の考え方を取り入れた収支(損益)は、空港整備勘定においては民間企業と異なり複式簿記を行っていないことから簡便的に空港整備費の計算を行わざるを得ない等の事情があるため、厳密な企業会計に基づく計算とは計算結果が異なることに留意が必要と考えられる。

### 3. 18年度単年度の試算であること

今回の試算は、いずれも、平成18年度の決算をもとに、18年度単年度の空港別収支を試算したものである、本試算だけをもって各空港の恒常的な収支の状況を把握することはできない。

例えば、企業会計の考え方を取り入れた収支(損益)における空港整備費については、当該年度に空港整備事業費として支出した額等から、国有財産台帳上増加した資産の額を差し引いた額を計上しているため、当該年度に大規模な空港整備事業が行われたかどうかによって変動するものである。

また、一般会計受入の一部を各空港の歳入等に計上する試算パターン（一般会計財源(航空機燃料税財源)配分型)、パターン（一般会計財源(純粋一般会計財源及び航空機燃料税財源)配分型)による場合においては、企業会計の考え方を取り入れた収支(損益)について見ると、当該年度に空港整備事業のない場合、空港整備歳出額に比例して配分される一般会計受入の配分による収益が計上されない一方、空港整備事業がかつて行われたことに係る減価償却費は計上されるため、収支(損益)にアンバランスが生じることに留意が必要。

また、国においては企業会計に基づいた経理処理を行っていないことから、本試算には、過去における各空港の収支の状況が必ずしも反映されていない。本試算において、歳入が歳出を、収益が費用をそれぞれ上回るような空港にあっても、こうした過去の状況を反映した場合には試算結果も大きく変わってくると考えられる。

すなわち、当該年度(18年度)に収益が費用を上回る試算結果となる空港であっても、過去に支出された空港整備費・環境対策費等の費用の総計に対して空港使用料収入等の収益が過小であり、いわば累損が発生している場合があることに留意する必要がある。

このようなことから、平成18年度単年度の本試算のみをもって各空港の収支構造を論じられるものではなく、例えば、今後の試算結果を経年的に見ていく等、総合的な見地から評価する必要があると考えられる。

## 4. 各空港の収支状況を単純に横並びで比較することは適当でないこと

各空港の収支は、各空港の地理的・歴史的な要因等から来る差異による影響を受けている。

例えば、空港の維持運営に要する費用は、当該空港において冬季に除雪が必要かどうかなどによって変わってくる。また、効率化の観点から職員を集約して他空港の業務も併せて行っている空港もあり、そうした空港かどうかによっても変わるほか、減価償却費は過去その空港に対する投資がどの程度行われてきたかによって決まってくる。

さらに、政策的見地からの着陸料の軽減措置の内容によっても影響を受ける。

したがって、こうした各空港の置かれている状況の差異を明確にしないかぎり、各空港の収支状況を単純に横並びで比較することは適当ではないと考えられる。

## 5. 歳入と歳出、収益と費用のバランスが試算パターン毎に異なるものであること

歳入と歳出、収益と費用のバランスについては、試算パターン毎に以下のようになっており、この点について留意が必要と考えられる。

### 【試算パターン（一般会計財源非配分型）】

当該試算においては、歳入や収益に一般会計受入を計上しない一方で、空港整備事業に関連する歳出や費用である空港整備事業費、空港整備費、減価償却費、環境対策費を計上しているため、収入と支出とのアンバランスが生じ、各空港の収入と支出を合算した空港全体の収支は、歳入が歳出を、収益が費用を下回る結果となる。

### 【試算パターン（一般会計財源(航空機燃料税財源)配分型)、（一般会計財源(純粹一般会計財源及び航空機燃料税財源)配分型)】

歳入と歳出とのバランス及び収益と費用とのバランスはある程度取れたものと考えられるが、空港の自己財源ではない一般会計受入を歳入や収益に加えた試算であり、各空港の歳入や収益にいわばゲタを履かせた試算である(しかも、一般会計の配分の考え方や基準によって、その程度も変動する。)との指摘があり得る。

### 【試算パターン（一般会計財源非配分かつ空港整備関係歳出・費用除外型）】

除外することとする空港整備に係る歳出や費用の財源は一般会計受入だけではないため、空港整備に係る歳出や費用を全て除外するのは、歳入や収益とのバランス上、除外しすぎであるとの指摘があり得る。

# 空港別収支の試算結果

## イ. 国管理26空港一覧 <別表1(8枚)>

パターン (一般会計財源非配分型)に基づく試算結果

別表1 1・2ページ

パターン (一般会計財源(航空機燃料税財源)配分型)に基づく試算結果

別表1 3・4ページ

パターン (一般会計財源(純粹一般会計財源及び航空機燃料税財源)配分型)に基づく試算結果

別表1 5・6ページ

パターン (一般会計財源非配分かつ空港整備関係歳出・費用除外型)に基づく試算結果

別表1 7・8ページ

## ロ. 国管理26空港個表 <別表2(28枚)>

## ・キャッシュフローベース収支 表示科目説明

### (1) 歳入項目

- ・「着陸料等収入」には、着陸料、特別着陸料、停留料、保安料収入を計上している。
- ・「土地建物等貸付料収入」には、土地、建物等の貸付による貸付料収入を計上している。
- ・「借入金」には、財政融資資金及び地方公共団体からの借入金に係る収入を計上している。
- ・「受託工事納付金収入」には、地方公共団体から受託した工事の納付金を計上している。
- ・「地方公共団体工事費負担金収入」には、空港等整備に係る費用について、空港法に基づき地方公共団体が負担する負担金を計上している。
- (・「一般会計受入(航空機燃料税)」には、一定の前提に基づき各空港に配分した航空機燃料税財源の額を計上している。)
- (・「一般会計受入」には、一定の前提に基づき各空港に配分した一般会計受入の額を計上している。)

### (2) 歳出項目

- ・「空港整備事業費」には、空港の整備に係る支出を計上している。
- ・「環境対策費」には、移転補償、緩衝緑地帯等の整備、教育施設等の防音工事といった環境対策に係る支出を計上している。
- ・「受託工事費」には、地方公共団体から受託した工事に係る支出を計上している。
- ・「空港等維持運営費等」には、人件費、職員旅費、庁費、空港保安に係る庁費、滑走路等の維持運営費等を計上している。
- ・「土地建物借料」には、土地、建物等の借用による支払借料を計上している。
- ・「国有資産所在市町村交付金」には、国が所有する固定資産の所在する市町村に交付する交付金を計上している。
- ・「国債整理基金特別会計へ繰入」には、財政融資資金に係る元本償還分及び利息分の繰入を計上している。

## ・企業会計の考え方を取り入れた収支(損益) 表示科目説明

### (1) 損益計算書

#### ア 営業収益

- ・「着陸料等収入」には、着陸料、特別着陸料、停留料、保安料収入を計上している
- ・「貸付料収入等」には、土地、建物等の貸付による貸付料収入を計上している。

#### イ 営業費用

- ・「空港整備費」には、空港整備に係る費用を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「環境対策費」には、移転補償、緩衝緑地帯等の整備、教育施設等の防音工事といった環境対策に係る費用を計上している。
- ・「人件費」には、職員に係る基本給や諸手当等の人件費、国家公務員共済負担金、賞与引当金繰入費用、退職給付費用を計上している。
- ・「庁費等」には、一般的に言う物件費のほか、空港保安に係る費用等を計上している。
- ・「滑走路等修繕費等」には、滑走路等の補修等に係る費用を計上している。
- ・「土地建物借料」には、土地、建物等の借用による支払借料を計上している。
- ・「国有資産所在市町村交付金」には、国が所有する固定資産の所在する市町村に交付する交付金を計上している。
- ・「その他経費」には、職員旅費や空港警備機器に係る補助等を計上している。

#### ウ 営業外収益

- ・「地方公共団体工事負担金収入」には、空港整備に係る費用について、空港法に基づき地方公共団体が負担する負担金を計上している。
- ・「受託工事納付金収入」には、地方公共団体から受託した工事の納付金を計上している。
- (・「一般会計受入(航空機燃料税財源)」には、一定の前提に基づき各空港に配分した航空機燃料税財源の額を計上している。)
- (・「一般会計受入」には、一定の前提に基づき各空港に配分した一般会計受入の額を計上している。)

#### エ 営業外費用

- ・「支払利息」には、財政融資資金からの借入金に係る利息の支払を計上している。

## ・企業会計の考え方を取り入れた収支(損益) 表示科目説明

### (2)貸借対照表

#### ア 資産

- ・「土地」には、主に空港用地を計上している。
- ・「建物」には、主に空港事務所等庁舎を計上している。
- ・「構築物等」には、滑走路及び誘導路のアスファルト、進入灯に係る橋梁等を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、主に会計年度末に未完成の工事等に係る前払金相当額を計上している。
- ・「無形固定資産」には、電話加入権及びソフトウェアを計上している。

#### イ 負債

- ・「借入金」には、財政融資資金及び地方公共団体からの借入金を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当に係る引当金等を計上している。
- ・「その他負債」には、児童手当等に係る未払金、財政融資資金からの借入金に係る未払利息、賞与引当金等を計上している。